

四日市市告示第333号

地域密着型サービスについて、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の5第2項及び法第115条の15第2項の規定に基づく届出書を受理したため、法第78条の11、法第115条の20及び四日市市地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第50号）第7条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年5月8日

四日市市長 森 智 広

- 1 介護保険事業所番号
2470201613
- 2 事業所の名称
中部介護支援センター みたきの家
- 3 事業所の所在地
三重県四日市市尾平町304番地1
- 4 申請者の名称
中部システム株式会社
- 5 申請者の主たる事務所の所在地
愛知県北名古屋市鍛冶ケ一色字拳50番地
- 6 代表者の氏名
新田 久芳
- 7 廃止年月日
令和5年6月30日
- 8 サービスの種類
認知症対応型通所介護（介護予防含む）

（健康福祉部介護保険課）